

呉市自立支援サポート委員会設置要綱

学校安全課

(目的及び設置)

第1条 呉市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校が抱えるいじめ問題を始めとする生徒指導上の諸課題の未然防止・早期発見・早期対応につながる効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方や関係機関等とのネットワークを活用した支援の在り方について学識経験者等から意見の聴取を行うため、呉市自立支援サポート委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育部学校安全課において処理する。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年5月1日から実施する。

改正 平成20年5月1日

改正 平成20年8月1日

改正 平成26年7月8日

改正 平成27年4月1日

改正 令和5年4月1日

別表（第2条関係）

所 属 及 び 役 職
呉市立中学校長会長
呉市小学校長会長
呉市立中学校教育研究会生徒指導部会長
呉市立小学校教育研究会生徒指導部会長
呉地区小・中・義務教育学校・高等学校生徒指導研究推進協議会長
広島県呉警察署生活安全課長
広島県広警察署生活安全課長
呉市教育委員会教育部副部長
呉市教育委員会学校安全課長
広島弁護士会
呉市PTA連合会長